

岡山市道路施設情報データ庁内 GIS 移行業務委託

仕様書

第 1 章 総則

（業務の目的）

第 1 条 現道路施設台帳システムは、対応 OS が旧式でありセキュリティ面や将来的な拡張性に不安が残っている。また使用している端末についても保守契約が終了しており、故障時の迅速な対応が困難な状況である。本業務では、岡山市にて運用中の「岡山市地図情報システム A S P サービス」にて登録作業を実施し、庁内統合型 GIS（総合行政ネットワーク (LGWAN)）による適切な台帳管理を行うとともに、窓口対応や苦情対応において迅速な情報確認を実現し、行政サービスの向上に資することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本仕様書は、岡山市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する本業務に適用するものである。

（準拠する法令等）

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- （１）岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）
- （２）その他の関係法令

（業務概要）

第 4 条 本業務の概要は、下記のとおりである。

- （１）対象システム：岡山市地図情報システム A S P サービス
- （２）作業範囲：岡山市全域

（運用基準及び品質管理）

第 5 条 本業務を遂行するにあたり、受注者は、適切な品質管理を行い、必要な技術的能力の向上に努めるものとする。

本業務において必要とする資料等は、十分な品質管理・精度管理を行なうこと。

品質・精度の確保が不十分と発注者が判断した場合は、落札後であっても契約を解除することができるものとする。

なお求める公的認証は、適用範囲が部門ごとに設定されるため契約拠点及び作業拠点で認証取得するものとする。

- ・ JIS Q 27001 (ISO27001, ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム)

(業務の期間)

第6条 本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月31日とする。

(疑義)

第7条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受発注者が協議の上発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

受注者において必要と認めたときは、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について委託変更契約書に明記されていない場合は、受発注者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

(作業実施計画)

第8条 本事業を実施するにあたり受注者は、発注者と協議の上、以下の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 業務責任者届

(配置技術者)

第9条 本業務に従事する技術者は、直近3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとし、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 主任技術者は、測量士の有資格者で、庁内統合型GIS及び市民公開型GIS構築・運用保守業務、GISデータ整備業務に精通し、本業務を履行できる能力を有した者を配置すること。
- (2) 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の有資格者で、GISデータ整備業務に精通し、本業務を履行できる能力を有した者を配置すること。

2 なお、主任技術者と照査技術者の兼任は認めない。

(貸与資料)

第10条 本事業を実施する上で必要な資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。また、本業務にて貸与した関係書類は、作業終了後発注者に返還しなければならない。

- ・ 道路施設台帳データ(Shape形式) 1式
- ・ 道路施設台帳関連ファイリングデータ(Excel形式) 1式

(成果品の帰属)

第11条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。成果品のうち岡山市地図情報システムASPサービス提供の著作物について、本件プログラムに結合され又は組み込ま

れたもので、受注者が従前から有していたプログラム、及び受注者が本件業務の実施中又は新たに作成したプログラムの著作権並びに第三者ソフトの著作権は、受注者又は当該第三者に留保されるものとする。ただし、発注者は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を自己利用するために必要な範囲で著作権法に従って利用できるものとする。

成果品のうち本業務で作成されたデータ類の著作権は、発注者に属する。

(守秘義務)

第 12 条 受注者は、本事業の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

第 2 章 道路施設情報データ庁内 GIS 移行

(計画準備)

第 13 条 本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、本業務にあたっての技術的实施方指針及び業務スケジュールを検討するものとする。

(データ変換)

第 14 条 発注者より貸与した移行対象データは現道路施設台帳システム用のデータであるため、岡山市地図情報システム A S P サービスへの搭載用データに変換を行うものとする。

搭載用データが正常な変換ができていることを、同システム(岡山市地図情報システム A S P サービス)により受注者の社内環境下にて確認を行うものとする。

(道路照明の台帳・位置・重複確認)

第 15 条 道路照明のうち ESCO 移管の施設については、ESCO 事業管理情報と比較を行い、台帳情報・位置情報・重複分を確認しアンマッチリストを作成のもと報告するものとする。

(道路照明の台帳・位置調整)

第 16 条 前条にて報告した施設について協議を行い、発注者の指示のもと道路照明の台帳情報・位置情報を調整するものとする。

なお、調整については原則 ESCO 事業管理情報に合わせるものとする。

(庁内GIS環境設定・動作確認)

第 17 条 岡山市地図情報システム A S P サービス(庁内 GIS)に道路施設情報データ(15 レイヤ)を設定するものとする。設定にあたっては属性情報、凡例情報などの確認及び調整を行い、受注者及び発注者協議の上、行うものとする。

搭載データは、以下の通りとする。

道路施設台帳	カーブミラー, 道路標識, 道路照明_地上, 道路照明_地下, 道路照明_立体横断歩道, 冠水警報装置, 道路照明_他所管, 道路照明_所管不明, 道路照明_ESC0 管理
廃止施設	道路標識_撤去施設, カーブミラー_撤去施設, 道路照明_撤去施設
点検記録	道路標識_点検済箇所, 道路照明_道路照明_点検済箇所, 道路照明_撤去施設_点検済箇所

2 岡山市地図情報システム A S P サービス (庁内 GIS) へのデータ搭載後に受注者環境下での動作確認を行うものとする。

(ファイリング設定)

第 18 条 前条にて設定した道路施設情報データに関連付けされる各個票 (Excel データ) を道路施設台帳関連ファイリングデータとして設定を行うものとする。

なお、道路施設台帳関連ファイリングデータは以下の通りとし、属性情報のカスタムフォームは含まないものとする。

【道路施設台帳関連ファイリングデータ】

レイヤ数	: 15 レイヤ
(内訳) 道路施設台帳	: 9 レイヤ
廃止施設	: 3 レイヤ
点検記録	: 3 レイヤ
ファイル数	: 35,570 件
フォルダ数	: 442 件
ファイリング容量	: 50.2GB

第 3 章 その他

(完了検査)

第 19 条 受注者は、全作業工程を完了したときは、発注者の定める委託業務完了通知書を提出して発注者の検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって本件委託作業を完了したものとする。なお、全作業工程の完了後、速やかに作業報告書を提出するものとする。

第 4 章 成果品

(成果品)

第 20 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 岡山市地図情報システム A S P サービス | |
| ・道路施設情報データ (受注者サーバへの格納) | 1 式 |
| (2) アンマッチリスト | 1 式 |
| (3) 作業報告書 | 1 式 |
| (4) 打合せ記録簿 | 1 式 |